

平成30年度(2018年度)から 国民健康保険税の税率などが変わります

平成30年度4月から愛知県が財政運営の責任主体となり国保制度の安定化を目指し、市町村との共同運営が始まりました。

愛知県は国民健康保険財政を運営していくため市町村ごとの国民健康保険事業費納付金を決定し、標準保険料率を示しました。

町は、愛知県に納付金を納めるために、県が示した標準保険料率を参考に保険税率を定め、保険税を賦課・徴収する方法に変更となりました。

本町が愛知県に納める国保事業費納付金と本町の現行保険税額と比較すると約7700万円の不足が生じました。

本町では、平成23年度に税率改定をおこなって以来税率は据え置き、不足する財源は国民健康保険財政調整基金の取り崩しや一般会計からの繰入金により補てんしてきましたが、今後も極めて厳しい財政状況が続くと予測しています。

国民健康保険財政の健全化を図るため、被保険者などを代表する9名の委員からなる大口町国民健康保険運営協議会で慎重

な審議をいただいた結果、一般会計からの繰入金増額とあわせて、国民健康保険税の税率等を下表のとおり改定します。

今回の改定により、加入者のみなさまに国民健康保険税の負担増加をお願いすることになります。国民健康保険制度を持続可能なものとするためにご理解とご協力をお願いします。町といたしましても、健康づくりによる疾病予防や納税しやすい環境づくりなどに取り組み、歳出の削減と歳入の確保に努めます。

各世帯の平成30年度(2018年度)の国民健康保険税は、6月中旬に国民健康保険加入世帯の世帯主(納税義務者)宛てに郵送する納税通知書にてお知らせします。

問合せ先 戸籍保険課

☎95-11116

	ア 基礎課税額(医療分)		イ 後期高齢者支援金等課税額		ウ 介護納付金課税額	
	平成30年度(年額)	平成29年度(年額)	平成30年度(年額)	平成29年度(年額)	平成30年度(年額)	平成29年度(年額)
所得割額	4.35%	4.00%	1.75%	1.50%	1.60%	1.10%
資産割額	10.0%	10.0%	廃止	5.00%	廃止	5.00%
均等割額(1人当たり)	2万6,700円	2万4,000円	9,300円	7,800円	1万1,100円	7,800円
平等割額(1世帯当たり)	2万100円	2万4,000円	7,200円	7,200円	5,700円	7,200円
課税限度額	58万円	54万円	19万円	19万円	16万円	16万円

※国民健康保険税額は、上記のアからウの合計額です。それぞれ別々に納付することはできません。
 ※ウの介護納付金課税額は40歳から64歳の被保険者がおられる世帯に対してかかります。
 ※所得割額は、被保険者ごとの前年中の総所得金額等から地方税法上の基礎控除額(33万円)を控除した後の金額に税率をかけて算出します。